

大阪市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

# 大阪市環境基本計画（改定計画）

－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－

**2025－2030**

令和6年12月  
大阪市環境審議会

「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」  
※

## はじめに

大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

世界においては、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となる中、2015 年に、「持続可能な開発目標（SDGs）※」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」や「パリ協定※」が採択されるなど、世界を巻き込む国際的合意がされました。

大阪市においても、2019 年 12 月に、SDGs の考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）を策定し、2030 年度（＝SDGs のゴール）を目標年度として、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をめざして取組みを進めてきています。

SDGs は持続可能な、より良い世界をつくっていくために、政府だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画・連携すること、環境・経済・社会の課題を統合的に解決していくこと、誰一人取り残さないことが大きな特徴です。

いま、「我々の地球は、気候変動※、生物多様性※の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」（G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月））と述べられるなど、人類が深刻な環境危機に直面している中、国内外においては、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。

大阪市は、基礎自治体として、環境・経済・社会を含む幅広い市民生活の領域全般にわたり、持続可能な社会の実現に向けて的確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。また、SDGs が達成された社会の実現をめざし、環境問題を含め様々な課題の解決に向けた取組みが実施される大阪・関西万博の開催地として、SDGs 達成に向けた取組みを強力に進めていくことが求められています。

計画の見直しにおいては、SDGs の考え方を活用した前計画を維持するとともに、国内外の動向を踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざしていきます。引き続き、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※表紙右下の「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」は、2019 年 12 月から翌月に実施した「小学生対象 作文コンクール」において優秀作品の一つに選ばれた、都島小学校 5 年生（当時）による作文中のフレーズです。

## 目 次

### 第1章 計画の改定にあたって

|                |    |
|----------------|----|
| 第1節 計画改定の背景・意義 | 2  |
| 第2節 計画の位置付け    | 6  |
| 第3節 基本的な視点     | 7  |
| 第1項 前提となる考え方   | 7  |
| 第2項 基本的な視点     | 9  |
| 第4節 計画のコンセプト   | 10 |
| 第5節 計画期間       | 10 |

### 第2章 基本的な考え方

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1節 取り巻く状況と課題       | 12 |
| 第1項 環境をめぐる国内外の動向    | 12 |
| 第2項 大阪市の現状と課題       | 15 |
| 第3項 直面している課題への対応    | 24 |
| 第2節 計画の方向性          | 24 |
| 第1項 ビジョン            | 24 |
| 第2項 目標              | 25 |
| 第3項 ビジョン、目標についての考え方 | 27 |

### 第3章 基本的な施策の体系

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1節 脱炭素社会の構築                   | 29 |
| 第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用     | 29 |
| 第2項 徹底した省エネルギーの推進              | 31 |
| 第3項 移動の脱炭素化                    | 32 |
| 第4項 脱炭素型のまちづくり                 | 33 |
| 第5項 CO <sub>2</sub> 吸収源に関する取組み | 35 |
| 第6項 気候変動への適応に関する取組み            | 36 |
| 第2節 循環型社会の形成                   | 38 |
| 第1項 2Rを優先した取組みの推進              | 38 |
| 第2項 分別・リサイクルの推進                | 39 |
| 第3項 環境に配慮した適正処理                | 40 |
| 第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり        | 41 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第3節 快適な都市環境の確保                   | 44 |
| 第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進            | 44 |
| 第2項 気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策 | 46 |
| 第3項 都市環境の保全・改善の取組み               | 47 |
| 第4節 地球環境への貢献                     | 52 |
| 第5節 すべての主体の参加と協働                 | 55 |
| 第1項 環境教育、啓発の推進                   | 55 |
| 第2項 環境影響評価による環境配慮の推進             | 57 |
| 第3項 大阪市が率先する取組み                  | 57 |

## 第4章 施策展開の戦略

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1節 施策展開にあたって                | 61 |
| 第2節 戦略の設定について                | 61 |
| 第1項 地域、市民、事業者との連携強化          | 61 |
| 第2項 環境、経済、社会の統合的な向上          | 64 |
| 第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用 | 65 |
| 第4項 国際展開の強化                  | 66 |
| 第5項 持続可能で効果的な行政運営            | 67 |
| 第3節 相乗効果の発揮                  | 68 |

## 第5章 計画の進行管理

|                |    |
|----------------|----|
| 第1節 計画の推進にあたって | 70 |
| 第2節 施策効果の検証    | 71 |

## 資料編

# 第1章

## 計画の改定にあたって

第1節 計画改定の背景・意義

第2節 計画の位置付け

第3節 基本的な視点

第4節 計画のコンセプト

第5節 計画期間

# 第1章 計画の改定にあたって

## 第1節 計画改定の背景・意義

大阪市は、わが国を代表する大都市であり、人口及び都市機能が高密度に集積していることから、健康で安心した市民生活を確保していくことは、市政において極めて重要な課題です。

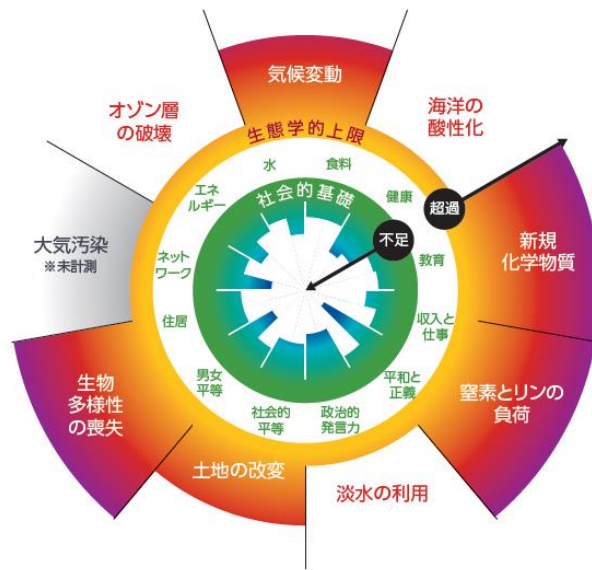
1995年3月には、「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、環境保全と経済発展の両立をめざす幅広い施策を推進してきたところであり、大気汚染や水質汚濁の改善など、都市環境は着実に改善してきました。

しかしながら、建築物中のアスベスト<sup>※</sup>や無害化处理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※</sup>のほか、環境基準が非達成である光化学オキシダント<sup>※</sup>などの課題が依然として存在しており、産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、都市環境の保全は、市民の健康や暮らしを守るうえで引き続き重要な課題となっています。

わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられません。大阪市においても、人口は減少に転じ高齢化がさらに進展すると見込まれており、地域コミュニティ<sup>※</sup>の弱体化や働き手の減少、高齢単身世帯の増加など、様々な影響が生じると想定されています。

世界では、「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※</sup>」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定<sup>※</sup>」が採択され（いずれも2015年）、持続可能な社会に向けた取組みが進められてきましたが、世界平均気温は上昇を続け、地球温暖化により引き起こされた気候変動<sup>※</sup>の影響により、自然災害が激甚化するとともに、かつてない速度で地球上の種が絶滅するなど、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われています。また、依然として、マイクロプラスチック<sup>※</sup>を含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染が地球規模で深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。そうした状況の中、人類の活動は地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあると指摘されており、プラネタリー・バウンダリーに関する2015年と2022年の研究結果を比べると、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環に加え、新たに気候変動と土地利用変化、新規化学物質が不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされています。また、最近では、このプラネタリー・バウンダリーに、水、食料、ヘルスケア、住居、エネルギー、教育へのアクセスなど、人間にとって不可欠な社会的ニーズに関する最低限の基準の充足度を示した社会の境界（ソーシャル・バウンダリー）を加えた研究があります。プラネタリー・バウンダリーとソーシャル・バウンダリーの間の領域（ドーナツ内での生活）では、Well-being<sup>※</sup>に焦点を当てた経済が繁栄することができますが、人間活動が「ドーナツ内での生活」に収まるような持続可能なものとなるためには、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要です。

## 「ドーナツ内での生活」（プラネタリー・バウンダリーとソーシャル・バウンダリー）



注：Kate Raworth「Doughnut Economics」（2017）に基づく。

資料：ローマクラブ Sandrine Dixson-Declève ほか

「Earth for All: A SURVIVAL GUIDE for Humanity」より環境省作成

出典：環境省「令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

こうしたことを背景に、国内外においては、カーボンニュートラル（脱炭素）※、サーキュラーエコノミー（循環経済）※、ネイチャーポジティブ（自然再興）※に係る取組みなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。以前は「環境対策はコストである」という認識が根強くありましたが、環境問題への対応は、新たな経済社会システムを規定する要件として、いわば所与のものとして捉え、その対応のあり方が企業の競争力等に影響する、との考え方が広まってきており、わが国の企業においても、ESG投資※の拡大等の取組みが浸透し、環境問題を含む社会問題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。また、国においては、2024年5月に第六次環境基本計画を策定し、あらゆる主体のパートナーシップにより、引き続き持続可能な社会としての「循環共生型社会」をめざすこととしました。

大阪市においても、2024年3月に、大阪市政全般に関する「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、それまでの総合戦略に引き続きSDGs※を推進し、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being※）を実感できる都市への成長・発展をめざしていくこととしました。環境面においても、SDGsの考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）の策定（2019年12月）や、「SDGs未来都市※」及び「自治体SDGsモデル事業※」（2020年7月）の選定、これらに基づく取組みの推進など、すでに持続可能な社会の実現に向けて取り組んできていますが、今後、さらに取組みを加速させていく必要があります。

大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は相互に関連・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しています。激甚な公害や廃棄物問題を克服してきた経験を活かしながら、DX※の取組みにより、将来の労働力不足などの社会課題や社会ニーズの変化にも対応しつつ、市民・事業者など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、環境・経済・社会の統合的向上に取り組んでいく必要があることから、大阪市の環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」について、SDGs達成への貢献をめざす2025大阪・関西万博が開催されるタイミングにおいて、2030年のSDGs達成、さらにはその先の世界も見据えながら改定します。

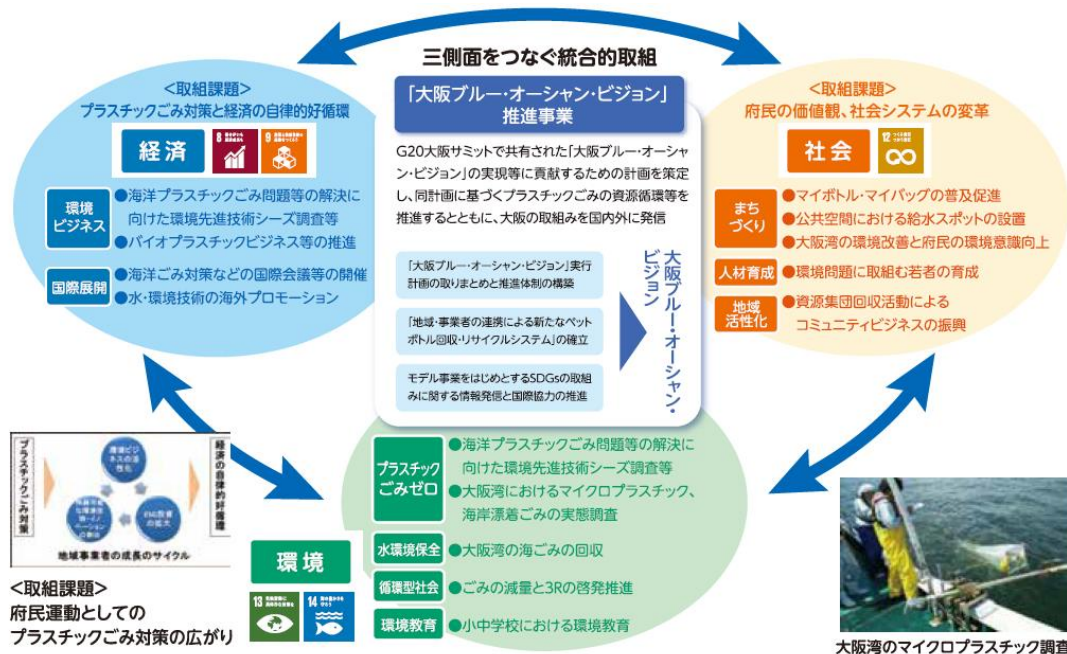
## 「SDGs 未来都市※」及び「自治体SDGsモデル事業※」

2020年7月に、大阪市は大阪府と共同で国に提案していた「SDGs 未来都市」に選定されました。また、「SDGs 未来都市」提案の核となる事業である、「大阪発『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』推進プロジェクト」が「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

本プロジェクトでは、2019年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※」達成に向けた道筋を示す『「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画』を策定するとともに、象徴的な取組みとして「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」を確立し、家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ※と契約した事業者が有価物として回収・リサイクルし、売却益の一部を地域に還元させる仕組みにより、プラスチックの資源循環を促進しています。

この取組みにより、プラスチックごみを削減し、海洋プラスチックごみ問題のほか、CO<sub>2</sub>の削減、地域コミュニティの活性化など、複数課題の統合的な解決につなげ、環境、経済、社会の統合的な向上をめざしています。

### 大阪発「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進プロジェクト



### 区役所におけるSDGs※の取組み

大阪市では、SDGsの達成に向けた取組みの推進、SDGsの理念の普及や理解の促進に、全庁を挙げて取り組んでいます。区役所においても、国産木材を利用した庁舎整備や、区転入者向け提供物の包装材の変更（ポリエチレン製から紙製へ）のほか、障がい者スポーツの振興や、「やさしい日本語」のPRなどに取り組んでいます。また、エレベーターやトイレなど来庁者スペースにおいて、SDGsのアイコンの掲示による啓発などに取り組んでいます。

## 大阪・関西万博 ～「いのち会議」～

近代以降、科学と技術の発展により、産業は発展をとげ、消費生活は便利で豊かなものになりました。しかしながら、物質的な豊かさの追求は、人類やその他の生命体、あるいは地球そのものの「いのち」を脅かす様々な課題を生みしました。

このような中、国連において 2030 年をターゲットに「持続可能な開発目標（SDGs）※」が定められ、「誰一人取り残さない」をスローガンに、人類が協働して地球環境の破壊、自然資源の枯渇、エネルギーや食糧の不足、伝染病の蔓延、経済の停滞、格差や貧困、紛争や戦争など、様々な課題に立ち向かうことが約束されました。

2025 年に夢洲で開催される大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、SDGs 達成への貢献をめざしています。

大阪大学や経済界は、一体となって「いのち会議」事業を立ち上げました。「いのち会議」では、大阪・関西万博に向けて、SDGs の理念や実践状況を確認し、「誰一人取り残さない」社会を実現するための方策や科学技術が果たす役割を提示した上で、さらに SDGs 後に人類がめざすべき目標を議論するとともに、議論の結果を「大阪・関西万博」の場で「いのち宣言」の形にして世界に発信します。また、2025 年以降も「いのち会議」を万博のレガシーとして継続し、SDGs を推進し、SDGs の次のゴールを構想していくこととしています。



いのち会議のロゴ



2024 年 3 月 21 日、いのち会議キックオフ・シンポジウム

(出典：いのち会議ホームページ)

©いのち会議（予定）

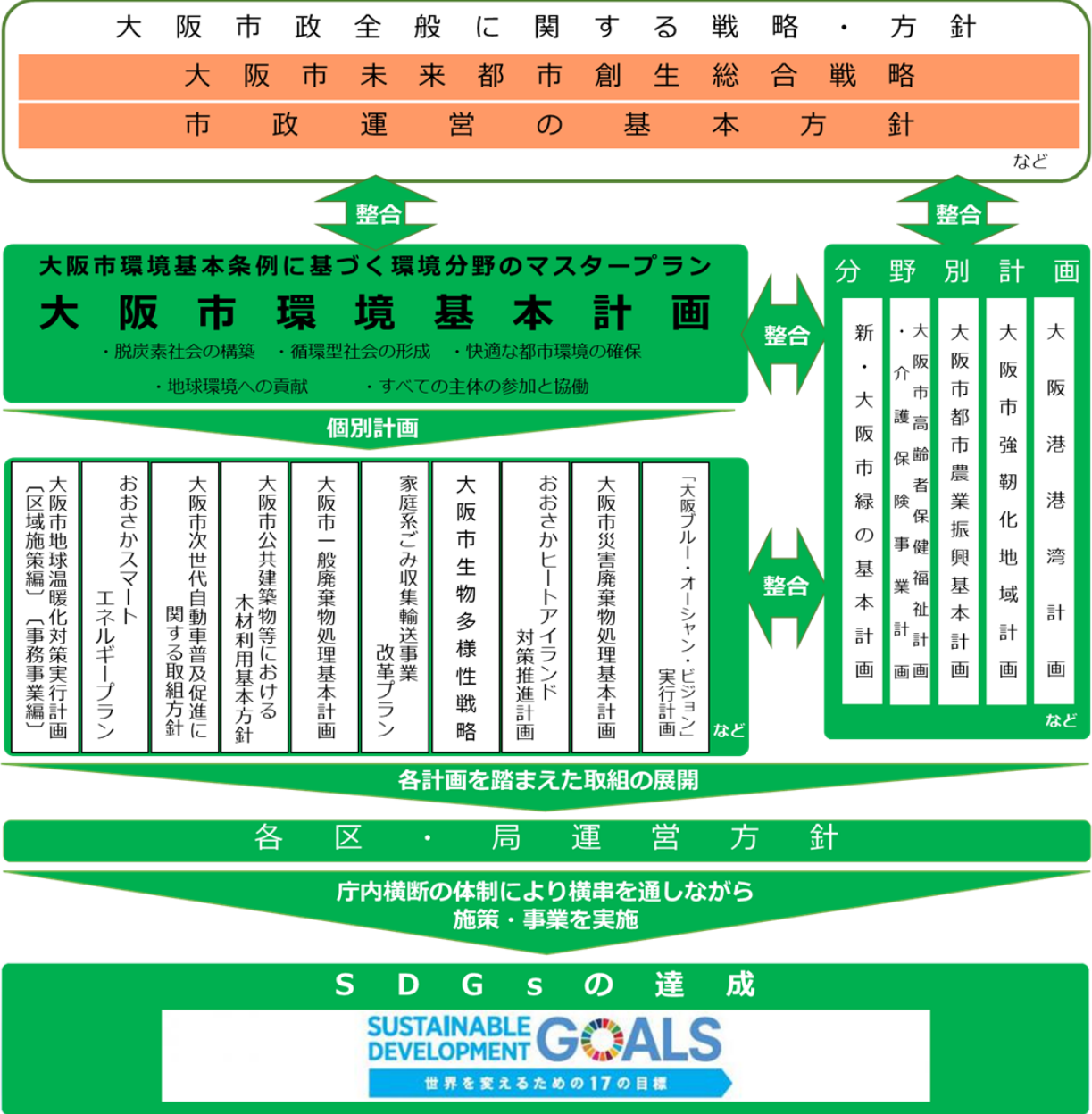
いのち会議：<https://inochi-forum.org/>

1 第2節 計画の位置付け

2 大阪市では、市政全般に関する戦略・方針と整合を図りながら、分野別及び課題別に策定した  
3 各計画に沿って様々な施策・事業を展開しています。

4 「大阪市環境基本計画」は、「大阪市環境基本条例」に基づく環境施策のマスタープランであ  
5 り、分野別及び課題別の各計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境という切り口で再  
6 整理しています。

7 計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを  
8 活用し、財源面を含め、環境面から横串を通す機能を強化しながら、全庁的に施策・事業を実施  
9 し、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に貢献していきます。



## 第3節 基本的な視点

### 第1項 前提となる考え方

本計画の前提となる考え方を次のとおり整理します。

#### ① SDGs<sup>※</sup>と大阪市の使命

今日の環境問題は一人ひとりのライフスタイルや事業者の経済活動と密接に関係していることから、環境施策の展開にあたっては、市民や事業者などあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることがリスクになることを認識したうえで、当事者意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが重要となっています。

2015年9月に国連で合意されたSDGsは17のゴール（目標）と各ゴールに設定された169のターゲットから構成され、世界が直面している様々な問題を扱っており、次の3点が重要な特徴です。

#### 環境・経済・社会の課題を同時解決

環境、経済及び社会という三つの側面においてバランスがとれ、統合された形で持続可能な開発を達成すること

#### すべてのステークホルダー<sup>※</sup>の参画・連携

政府や地方公共団体だけでなく、市民や事業者・経済団体、環境NPO/NGOなど、あらゆるステークホルダーが参画し、連携すること

#### 誰一人取り残さない

マイノリティや社会的弱者など脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないこと

政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、各地方自治体に、各種計画等の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとしています。また、環境省では、17のゴール（目標）のうち、13のゴール（目標）が直接的に環境に関連しているとしており、本計画では、第3章において、施策の柱立てと環境に関連するゴール（目標）との対応関係について紐づけを行っています。

SDGsの17のゴール（目標）と環境・経済・社会の関係は、次のとおり図示されています。



大阪市は、基礎自治体として、市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上をめざし、誰もが健康で安心して生活できるよう取り組むとともに、意欲のある全ての人々が能力を発揮できるよう努めていく必要があります。また、国際的な大都市として世界とともに発展していくことが期待されており、SDGs<sup>※</sup>の考え方を積極的に活用するとともに、その実現に貢献していく必要があります。

## ② 環境・経済・社会の統合的向上

私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤のうえに成り立っています。環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部です。しかしながら、人間の経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この均衡が崩れつつあり、気候変動<sup>※</sup>や生物多様性<sup>※</sup>の損失という形で顕在化しています。

健全で豊かな恵みを生み出す環境を維持することなしに、経済・社会を発展させていくことはできません。そのため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、施策をデザインすることが重要となっています。とりわけ、基礎自治体である大阪市は、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応する必要があります。縦割りでなく、統合的な観点に立って取り組むことが重要です。

## ③ 地域循環<sup>※</sup>・共生

少子高齢化の進展など地域コミュニティ<sup>※</sup>を取り巻く社会環境が変化し、個人のライフスタイルや価値観も多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化がみられます。こうした中で、

地域・市民・事業者など多様な主体間のつながりという基礎自治体としての特徴を強みとして活かして資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し、地域の活性化を図っていくことが求められています。

また、都市化の進展など人と自然とのつながりの希薄化がみられる一方で、人々の価値観は多様化し、一部では田園回帰の意識も高まっています。自然とのふれあいは健康の維持増進にも有用であるとされており、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換を図っていくことも必要です。

#### ④ 持続可能なイノベーション<sup>※</sup>の創出

経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組みが、環境への負荷につながらないようにしていくうえで、イノベーションの創出は重要な鍵となります。国では、AI<sup>※</sup>、IoT<sup>※</sup>等のデジタル技術も活用しつつ、様々な課題の解決に資する革新的技術の開発を進め、培われた技術・システムを社会実装することで、めざすべき未来社会の姿「Society5.0<sup>※</sup>」の実現をめざすこととしています。急速に発展する技術革新の動向を踏まえるとともに、安全性や経済合理性の確保などを図りながら、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から持続可能なイノベーションの創出に取り組んでいくことが重要です。

## 第2項 基本的な視点

このような認識のうえに立ち、以下の5つを基本的な視点として設定します。

### ① 持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点

SDGsは2030年に向けて世界が合意した目標であり、計画の策定・推進により、その実現に寄与することをめざします。

### ② 環境・経済・社会の統合的向上の視点

分野横断的な取組みを推進し、複数の異なる課題を統合的に解決することをめざします。

### ③ 一人ひとりの人間を大切にする視点

人口や都市機能が高密度に集積し、国内外への影響も大きい大都市において、全ての人が健康で安心して生活し、活躍できるまちをめざします。

### ④ 循環・共生の視点

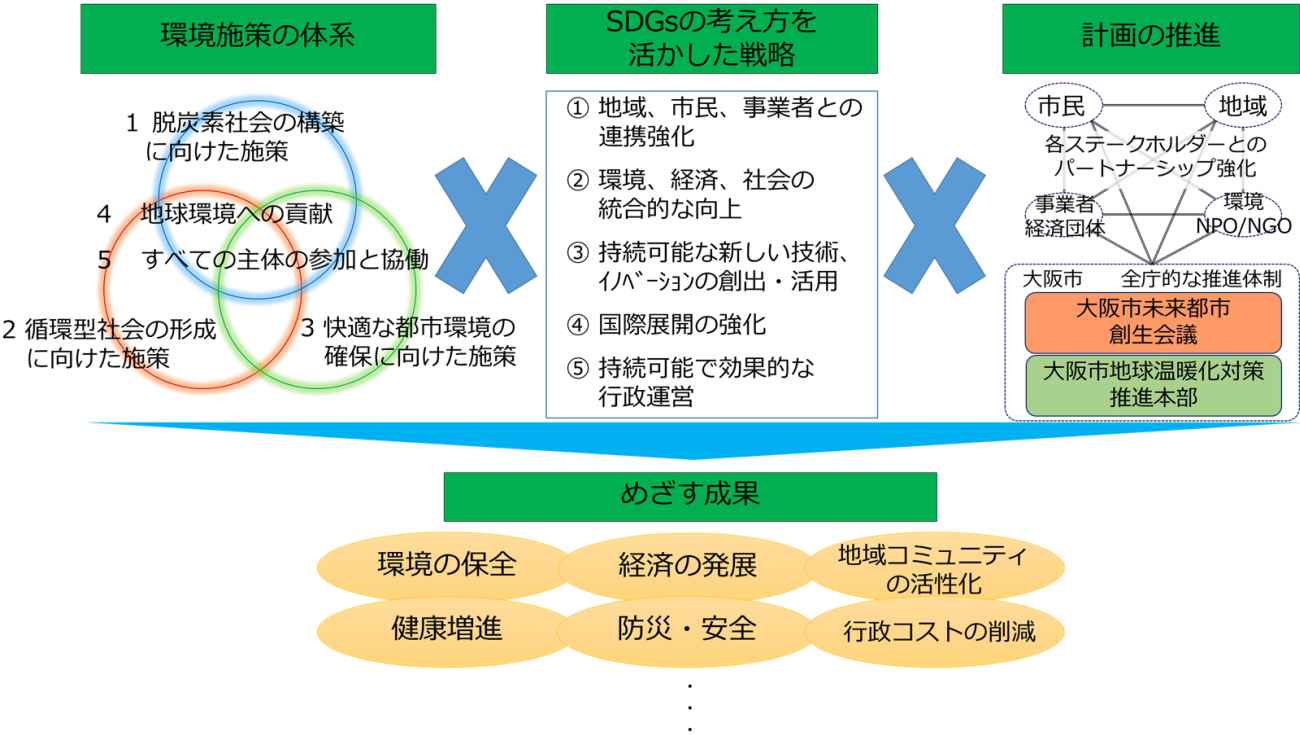
資源を循環させて無駄なく活かすとともに、恵み豊かな自然と共生する循環・共生型の社会をめざします。

### ⑤ 持続可能なイノベーションの視点

経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から、持続可能なイノベーションを創出することをめざします。

第4節 計画のコンセプト

本計画では、環境を切り口として第3章で整理する施策の体系を、第4章で設定するSDGs<sup>※</sup>の考え方を活かした5つの戦略によって、第5章の計画の推進体制に基づき総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含む様々な課題を統合的に解決していくことをめざします。



第5節 計画期間

目標年度は2030年度（＝SDGsのゴール）とします。

## 第2章

### 基本的な考え方

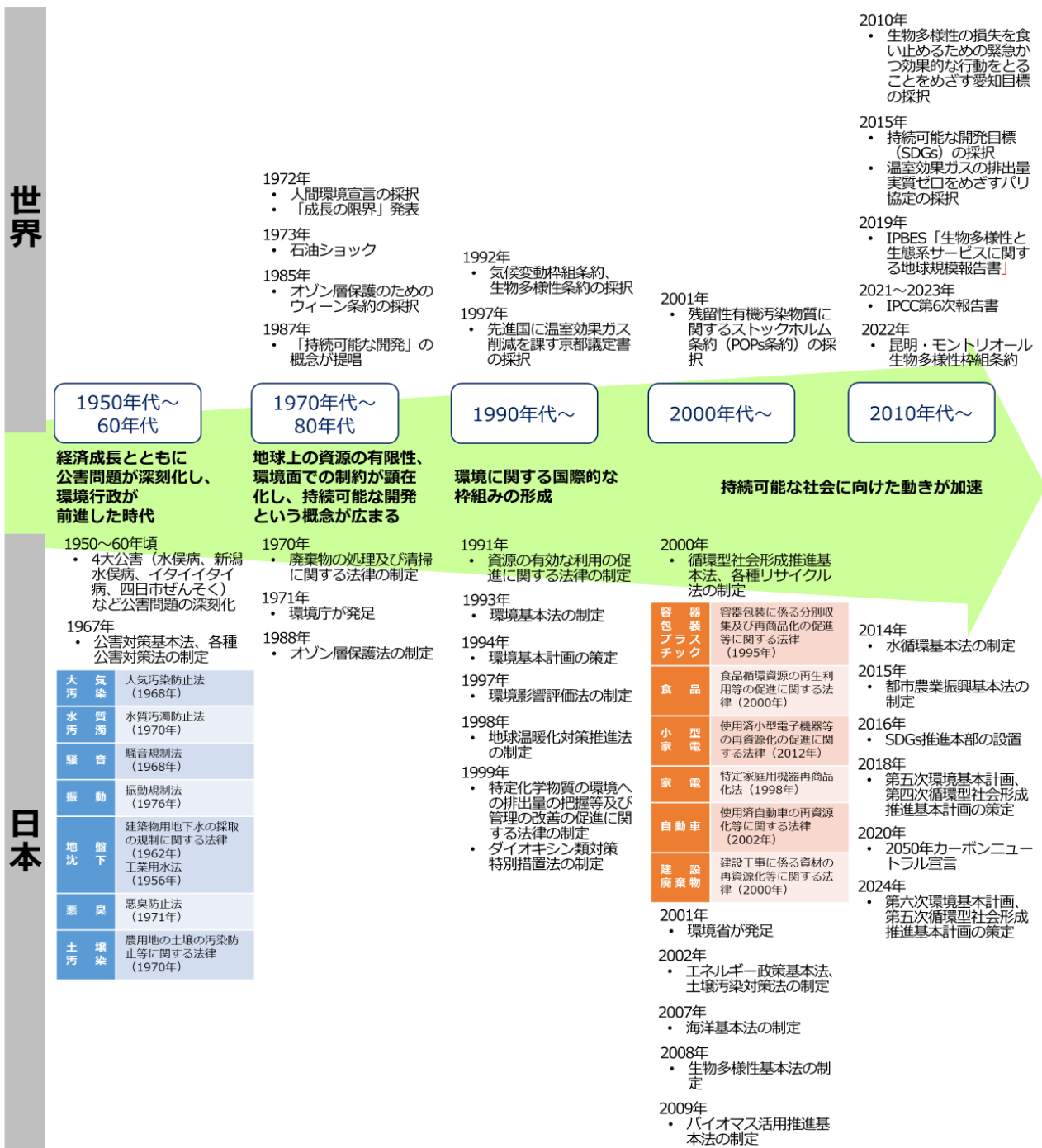
第1節 取り巻く状況と課題

第2節 計画の方向性

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 取り巻く状況と課題

#### 第1項 環境をめぐる国内外の動向



#### ① 国際的な動向

1972年に開催された国連人間環境会議では「人間環境宣言」（ストックホルム宣言）※が採択され、経済や社会の発展のためには環境保全の視点をもつことが重要であるという考え方が世界共通の認識となりました。同年には、人類の未来について「成長の限界」と題した研究報告書が発表され、1973年には、いわゆる石油ショックが起きるなど、地球上の資源の有限性や環境面での制約が明らかになりました。

1985年には、生物に有害な紫外線を吸収する機能を有するオゾン層を保護するため、オゾン層を破壊する原因となる物質を特定し、生産や消費などを規制するウィーン条約が採択され、1987年には、国連に設置された環境と開発に関する世界委員会において「持続可能

な開発」が提唱され、この理念が一般に定着するきっかけとなりました。「持続可能な開発」とは、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味するとされています。

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）では、「環境と開発に関するリオ宣言<sup>※</sup>」、「気候変動枠組条約<sup>※</sup>」、「生物多様性条約<sup>※</sup>」が採択され、持続可能な開発が世界の行動原則へと具体化されるとともに、気候変動<sup>※</sup>と生物多様性<sup>※</sup>に関する国際的な枠組みが形成されていく大きな1歩となりました。その後、気候変動については、温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量について先進国に数値目標を課す枠組みとして、1997年に京都議定書が採択され、2015年には、先進国だけでなく開発途上国も含め温室効果ガスの排出量削減に取り組み、今世紀後半に排出量を実質ゼロにすることをめざす新たな枠組み「パリ協定<sup>※</sup>」が採択されました。2018年にIPCC<sup>※</sup>が公表した「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑制することには明らかな便益があること、そのためには、2050年頃にはCO<sub>2</sub>排出量を正味ゼロにする必要があることなどが示され、2021年の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されました。わが国を含め多くの国と地域で2050年までのカーボンニュートラル<sup>※</sup>の実現に向けて取り組む表明が行われるなど、脱炭素化に向けた動きが加速しています。

生物多様性については、その損失を食い止めるための緊急的かつ効果的な行動をとることが2010年に合意され、そのための目標として「愛知目標<sup>※</sup>」が採択されましたが、2019年に公表されたIPBES<sup>※</sup>「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、世界的に生物多様性と生態系サービスは今なお劣化を続けており、現在は第6の大量絶滅期とも言われています。そうした中、2022年には、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）<sup>※</sup>の実現や30by30目標<sup>※</sup>などを含む新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

2015年には、国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGs<sup>※</sup>を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※</sup>」が採択され、持続可能な社会に向けた動きが国際社会全体に広がっています。

2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境問題として、海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされました。採択された「G20大阪首脳宣言」には、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン<sup>※</sup>」が盛り込まれ、深刻化する環境への影響に主要国が共同で取り組む意思が示されました。2022年からは、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉が進められてきました。

## ② 国内の動向

わが国では、1950年代から60年代にかけて、4大公害（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）をはじめとする公害問題が各地で深刻化しました。こうした問題を受けて、1967年の「公害対策基本法」制定を皮切りに、典型7公害である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染について、関係法の整備が進められるとともに、1971年には環境庁が発足し、わが国の環境行政は大きく前進しました。

しかしながら、都市生活型の公害や膨大な廃棄物の処理、都市のアメニティなどのほか、

1 オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境問題は多様化の様相を呈するようになりました。こ  
2 うした中で、1993 年には、わが国の環境政策の指針となる「環境基本法」が制定され、翌  
3 年には「環境基本計画」が策定されました。

4 2000 年には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、3R や廃棄物の適正処理など、  
5 循環型社会※形成に向けた基本的な枠組みが示されました。2001 年には環境省が発足し、そ  
6 の後「エネルギー政策基本法」や「生物多様性基本法」、「都市農業振興基本法」など環境に  
7 関連する基本法が次々と制定されています。

8 2019 年 5 月には、3R+Renewable※を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」  
9 が策定され、2020 年 7 月からはレジ袋が原則有料化されるとともに、2022 年 4 月には、  
10 プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までのあらゆる主体  
11 におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック  
12 に係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

13 2020 年 10 月には、2050 年までに温室効果ガス※の排出を実質ゼロにする「2050 年カー  
14 ボンニュートラル※」が宣言されました。2021 年 4 月には、2030 年度に温室効果ガスを  
15 2013 年度から 46%削減することをめざすこと、さらに 50%の高みに向け挑戦することを  
16 表明し、同年 5 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「2050 年まで  
17 の脱炭素社会※の実現」が基本理念として位置付けられました。

18 2023 年 3 月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国家  
19 戦略 2023–2030」が策定されました。同戦略は、長期目標である 2050 年ビジョン「自然  
20 と共生する社会」の達成に向け、2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）※実現す  
21 ることを掲げています。

22 2024 年 5 月には、「第六次環境基本計画」が策定されました。同計画では、気候変動※、  
23 生物多様性※の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革  
24 を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循  
25 環共生型社会」の実現を打ち出しています。また、同年 8 月には、「第五次循環型社会形成推  
26 進基本計画」が策定され、循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが示されました。

## 第2項 大阪市の現状と課題

### ① 環境の現状と課題

大阪市では、1995年に「環境基本条例」を制定するとともに、翌1996年には、この条例に基づき環境基本計画を策定し、各種施策を展開しています。

2019年12月に策定した「大阪市環境基本計画」は、【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【低炭素社会の構築】【循環型社会※の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs※達成に貢献する環境先進都市」をめざしてきました。



低炭素社会の構築においては、温室効果ガス※の排出量削減に取り組んできたところです。市域の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の2012年度をピークに減少傾向に転じており、2021年度の排出量は、基準年度である2013年度の2,076万トン-CO<sub>2</sub>と比べ22.3%減の1,613万トン-CO<sub>2</sub>となりました。

### 大阪市域からの温室効果ガス排出量

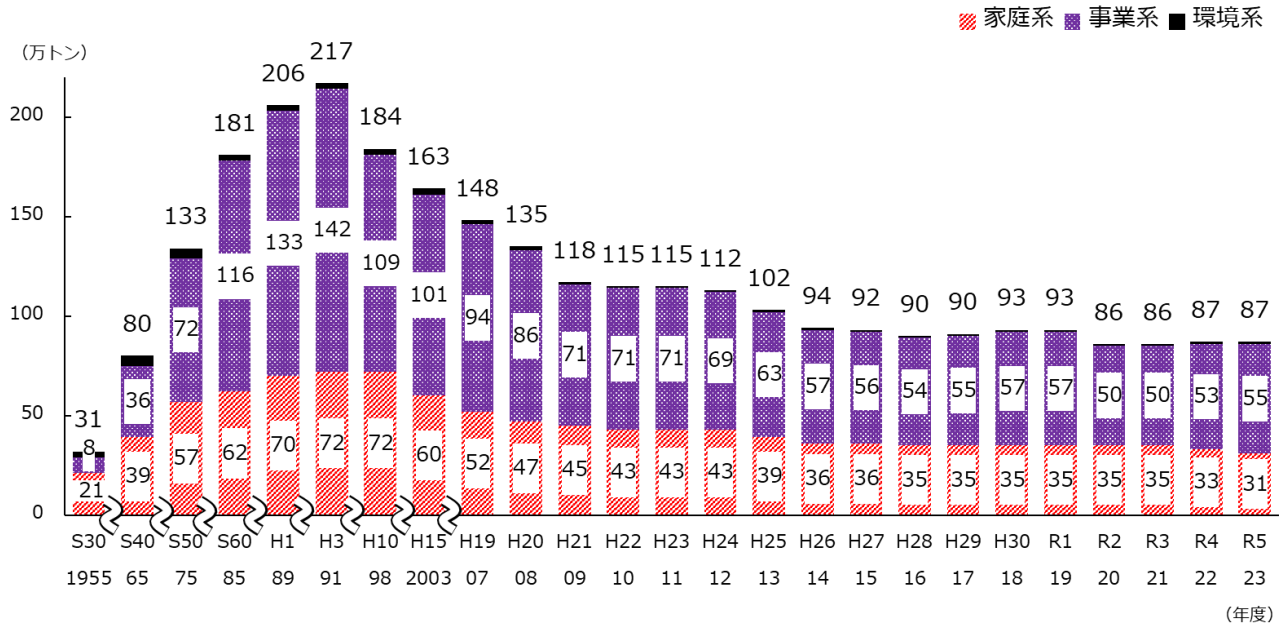


(注) 2021年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値。

出典：大阪市環境局調べ

循環型社会<sup>※</sup>の形成においては、ごみ処理量の削減に取り組んできたところであり、2023 年度は、ピークとなった 1991 年度の 217 万トンと比べ 6 割減の 87 万トンとなりましたが、2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大による事業系ごみの一時的な減少の影響もあると考えられることから、引き続き一層のごみ減量を推進する必要があります。

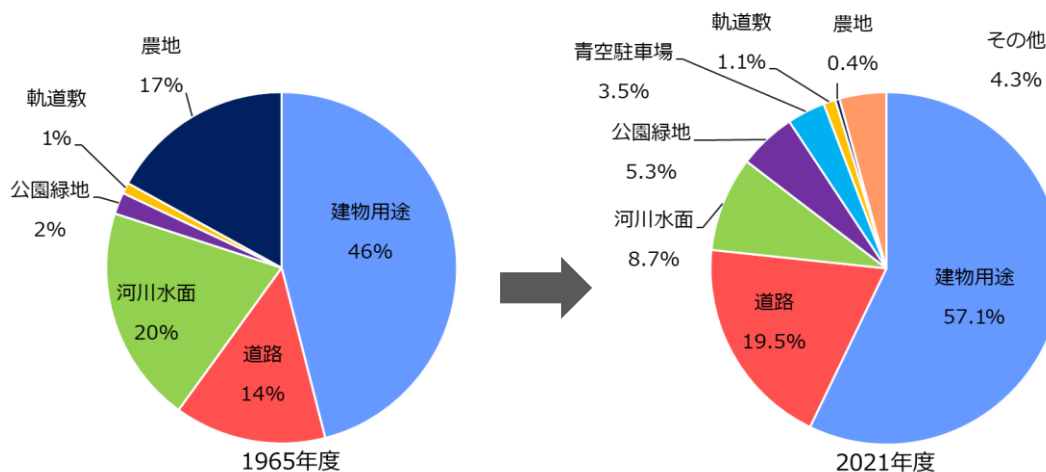
### 大阪市のごみ処理量（焼却量）の推移



出典：大阪市環境局調べ

快適な都市環境の確保においては、計画期間を 2030 年度までとする「大阪市生物多様性戦略」を 2021 年 3 月に策定し、生物多様性<sup>※</sup>の保全に向けた普及啓発やパートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいます。大阪市では市街化の進行に伴って生き物の生息・生育空間となりうる河川水面や農地等が減少しています。大阪市内で個体数が少なく、保護すべきと考えられる在来種は 556 種にのぼっており、これらの生物種の減少・絶滅を食い止めていくことが必要となっています。

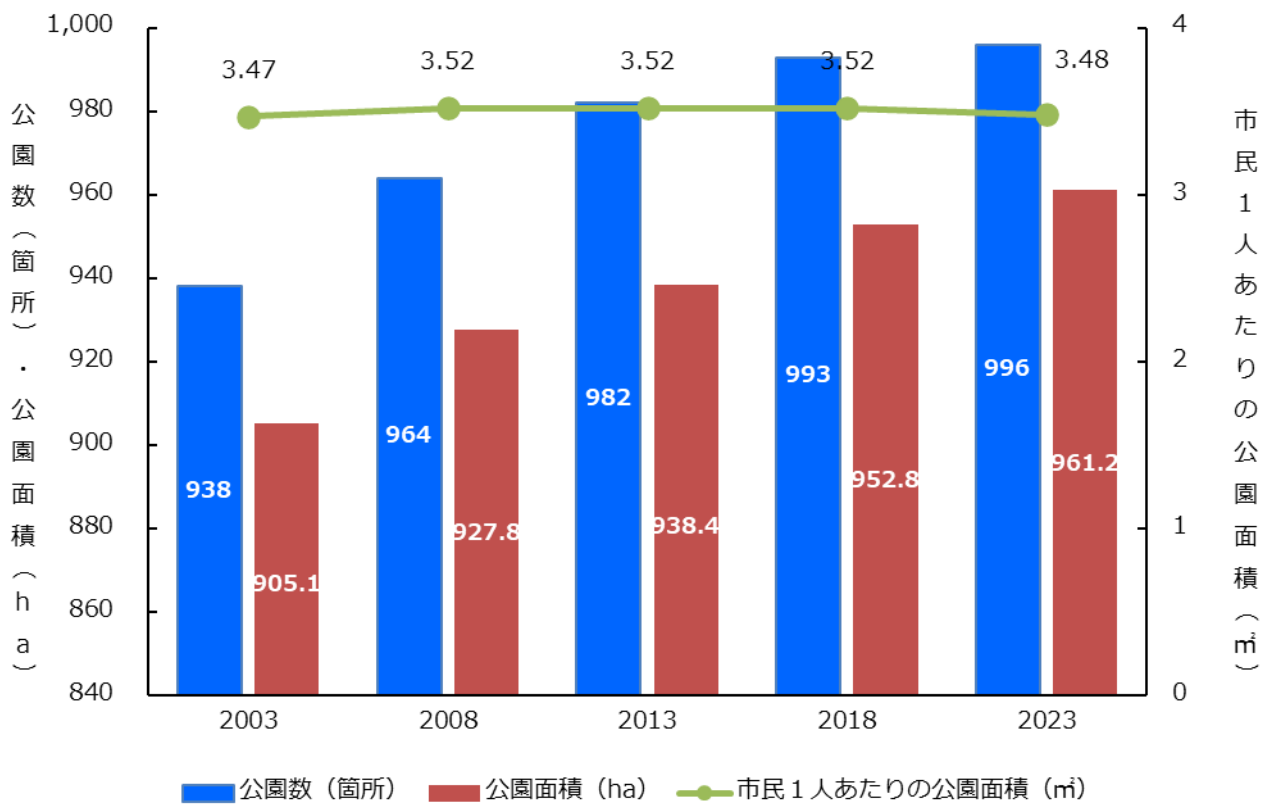
### 大阪市における土地利用の変遷



出典：「大阪市土地利用現況調査」より作成

また、公園数、公園面積は着実に増加するとともに、「新・大阪市緑の基本計画」における達成指標（みどりのまちづくりの中で行政がめざす目標的な指標）は、概ね横ばいで推移していますが、成果指標（みどりのまちづくりの成果としてめざす指標）は、目標を下回っており、人々の身近な緑に対する満足や実感につなげていく取組みが必要となっています。

公園数、公園面積、市民 1 人あたりの公園面積の推移



出典：「令和 5（2023）年度版大阪市環境白書」より作成

「新・大阪市緑の基本計画（平成 25 年 11 月改定）」における目標

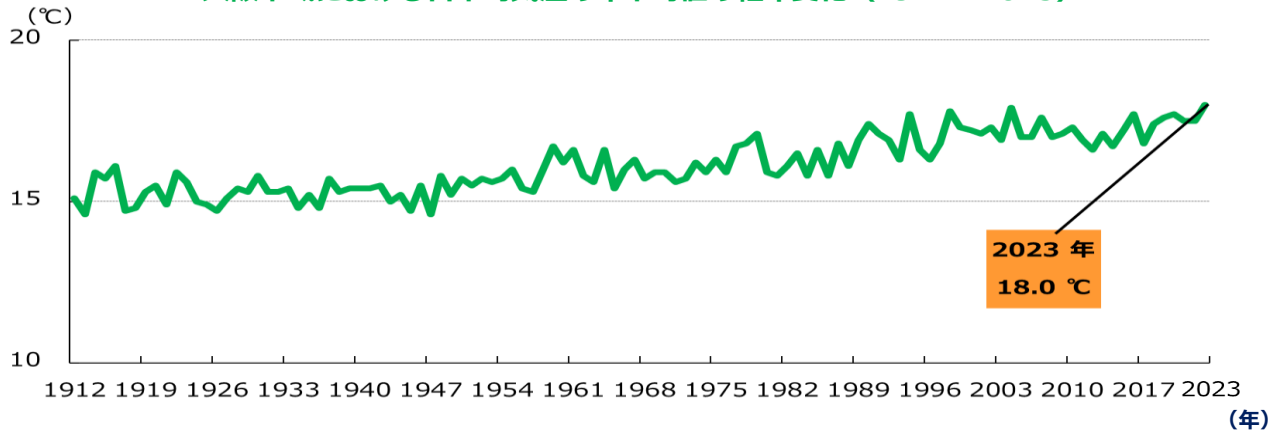
| 指標   |                                     | 策定時             | 2025 末目標 | 進捗状況            |
|------|-------------------------------------|-----------------|----------|-----------------|
| 成果指標 |                                     | 基準値             | めざす割合    |                 |
|      | 身近な緑の満足度                            | 46.5%（2010.12）  | 約60%     | 37.8%（2024.3）   |
|      | 緑が増えたと感じる人の割合                       | 28.1%（2010.12）  | 約33%     | 19.4%（2024.3）   |
|      | 身近な公園の利用頻度<br>（週に 1 回以上公園を利用する人の割合） | 35.1%（2010.12）  | 約50%     | 21.1%（2024.3）   |
| 達成指標 |                                     | 基準値             | 目標値      |                 |
|      | 緑被率                                 | 約10.4%（2012）    | 現状以上     | —               |
|      | 都市公園の市民一人あたり面積                      | 3.51㎡/人（2012 末） | 約4㎡/人    | 3.46㎡/人（2024.4） |

出典：第 12 回みどりのまちづくり審議会資料より作成

大阪市域では、100 年ほどの間で、年平均気温が約 2℃上昇したことが確認されており、気候変動※とヒートアイランド現象※が影響していると考えられます。2024 年の夏(6 月～8 月)の日本の平均気温は、2023 年の同時期と並び過去最高となり、また、近年は大阪市でも熱中症による救急搬送が多数発生するなど大きな影響が出ています。

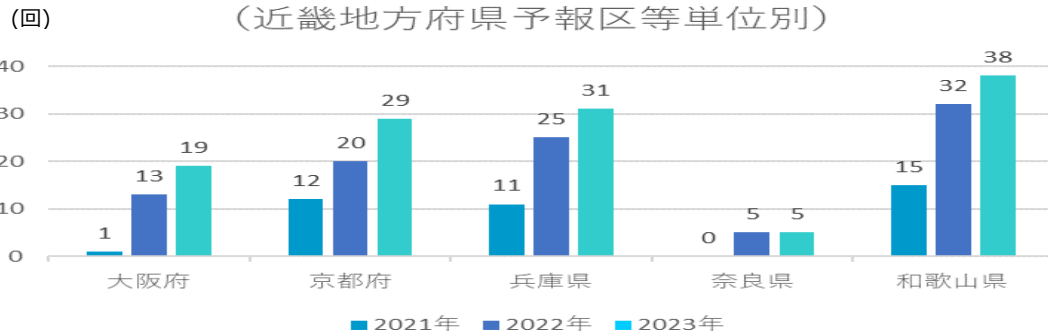
熱帯夜日数については、増加傾向が続く中、2000 年頃を境に傾向の転換が見られましたが、再び増加傾向にあり、熱帯夜日数削減の目標達成が難しい状況にあります。緩和策に加えて、「気候変動適応法」に基づく熱中症対策のさらなる推進といった適応策の強化が求められています。

大阪市域における日平均気温の年平均値の経年変化（1912～2023）



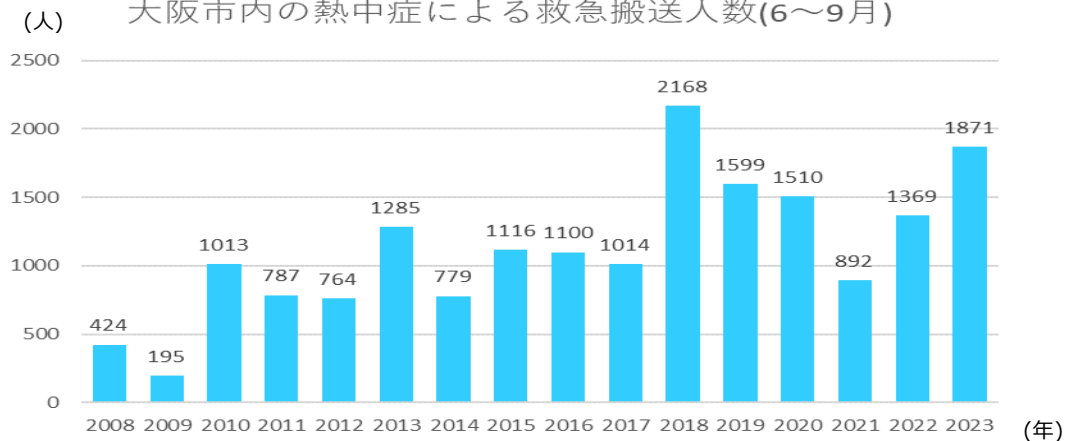
出典：大阪管区气象台資料より作成

2021～2023年熱中症警戒アラートの発表状況  
(近畿地方府県予報区等単位別)



出典：「環境省熱中症予防情報サイト」より作成

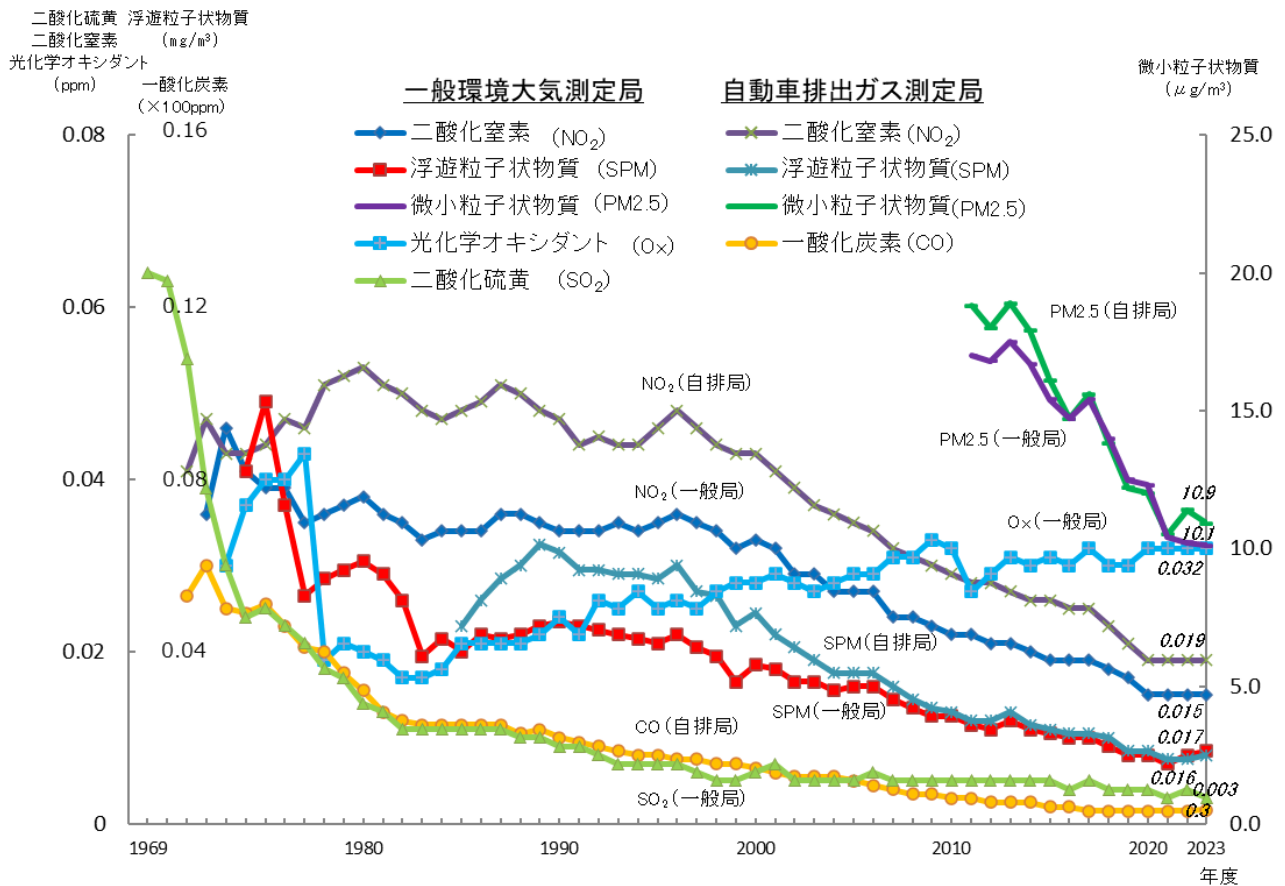
大阪市内の熱中症による救急搬送人数(6～9月)



出典：大阪市消防局調べ

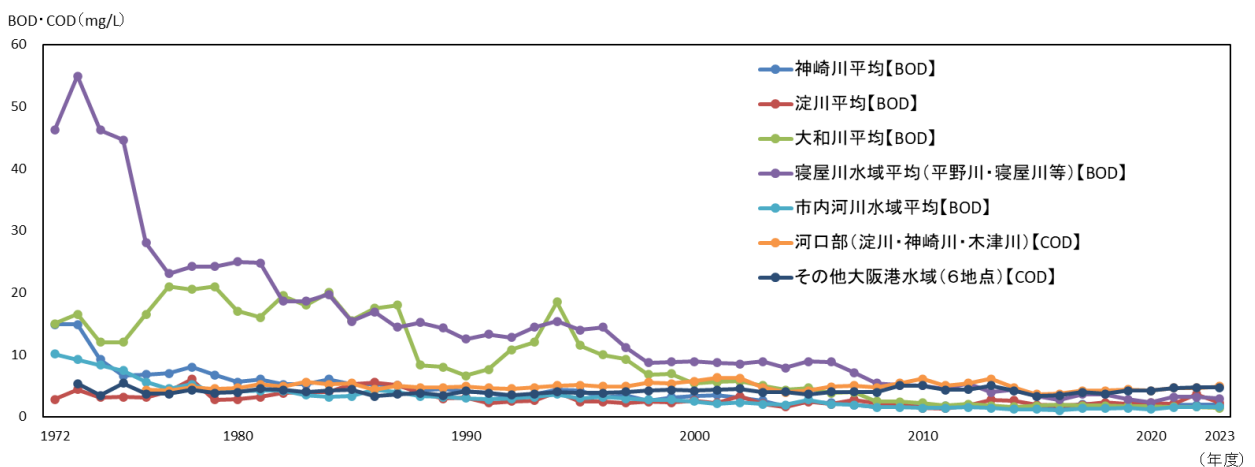
大気汚染や水質汚濁については改善の傾向が続いていますが、光化学オキシダント※や、河川水質・騒音の一部の調査地点において環境基準を超過しています。

### 大阪市域における主な大気汚染物質濃度の経年変化



出典：大阪市環境局調べ

### 大阪市内河川の水域別 BOD・COD（年平均値）の推移

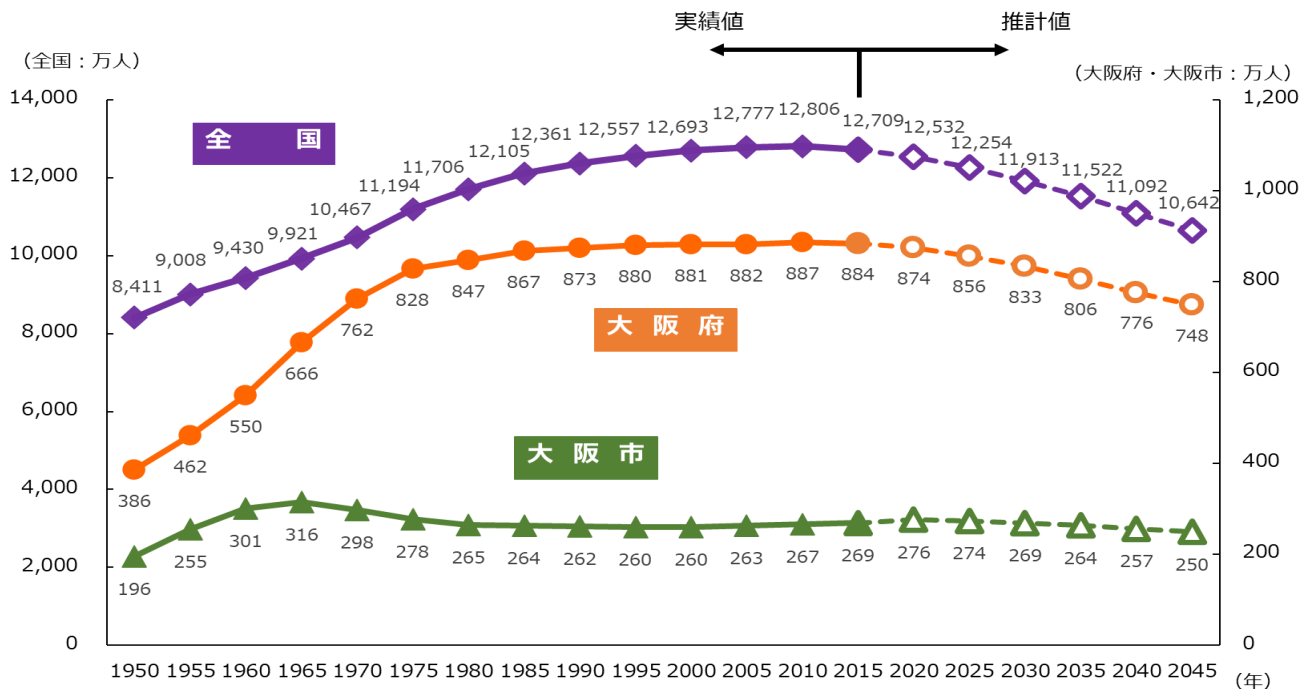


出典：大阪市環境局調べ

## ② 社会・経済の現状と課題

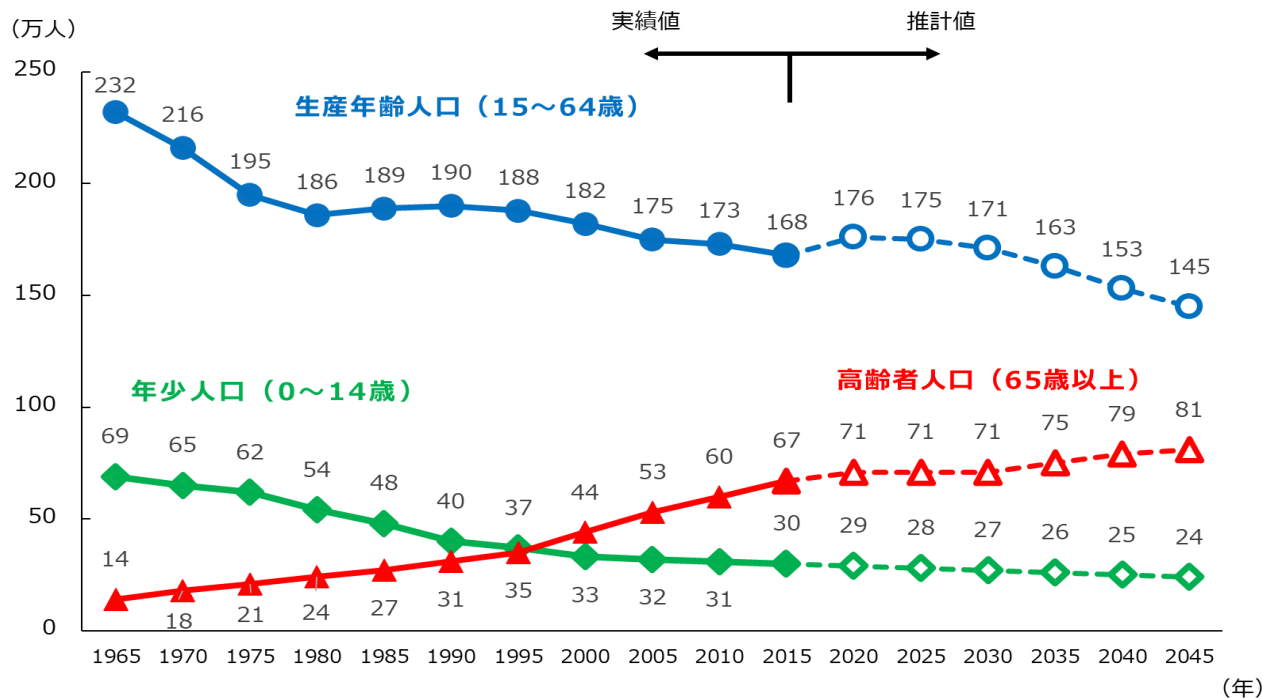
大阪市の人口は、近年増加傾向が続いていますが、今後は、少子化等の影響で減少に転じ、地域的な不均衡を伴いながら人口減少・高齢化が進展すると予想されています。人口減少・高齢化の進展に伴って、地域の経済やコミュニティの弱体化、災害弱者の増加など、経済・社会に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）



出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

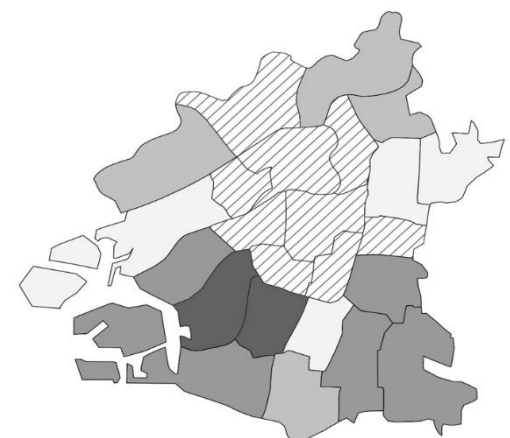
年齢3区分別人口の推移（大阪市）



※実績値は、国勢調査結果における「年齢不詳」人口を除いているため、「人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）」のグラフの値と合わない。

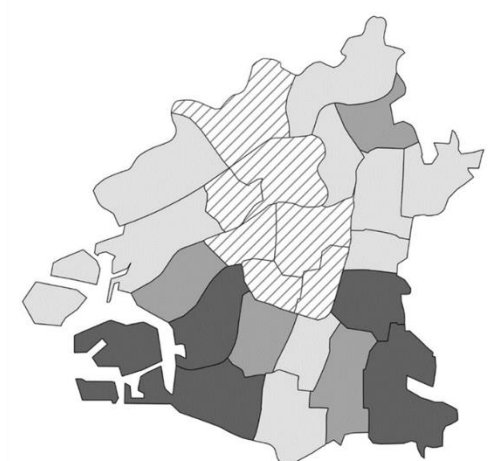
出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

大阪市の各区の総人口推移  
(2015 年→2045 年増減率)



|  |         |                                    |
|--|---------|------------------------------------|
|  | プラス(増加) | 北区、都島区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区、東成区 |
|  | ▲10%未満  | 此花区、城東区、鶴見区、阿倍野区                   |
|  | ▲20%未満  | 西淀川区、東淀川区、旭区、住吉区                   |
|  | ▲30%未満  | 港区、生野区、住之江区、東住吉区、平野区               |
|  | ▲30%以上  | 大正区、西成区                            |

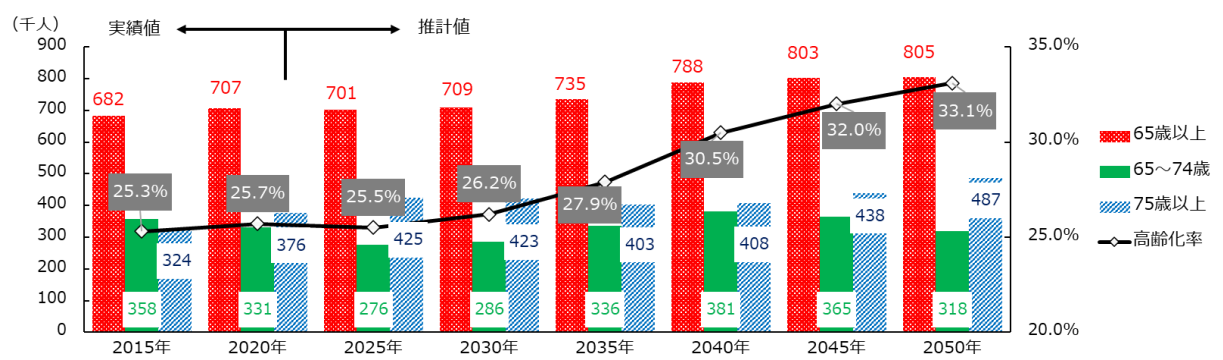
大阪市の各区の高齢化率  
(2045 年)



|  |       |                                        |
|--|-------|----------------------------------------|
|  | 30%未満 | 北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区             |
|  | 35%未満 | 都島区、此花区、西淀川区、東淀川区、東成区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区 |
|  | 40%未満 | 港区、旭区、東住吉区、西成区                         |
|  | 40%以上 | 大正区、生野区、住之江区、平野区                       |

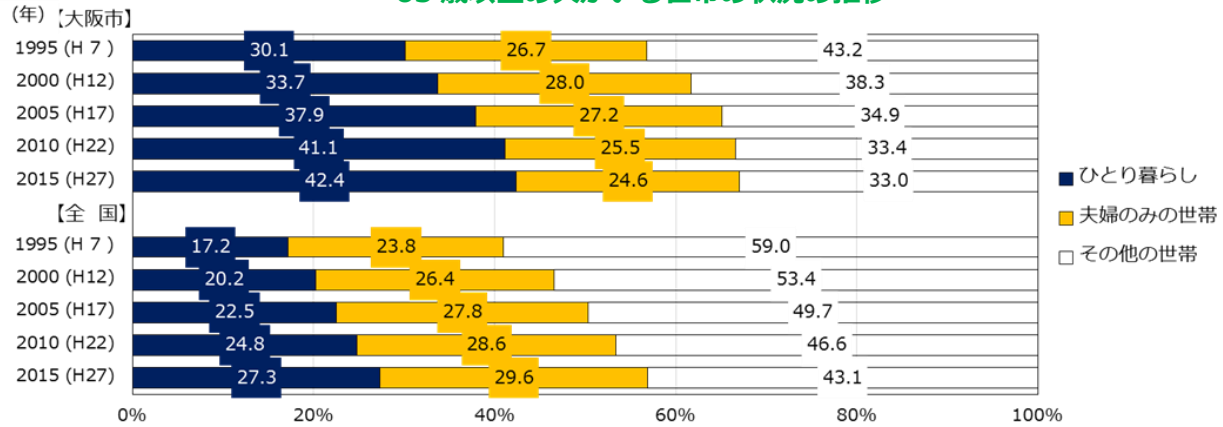
出典：「大阪市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）」

大阪市の将来推計人口（高齢者）



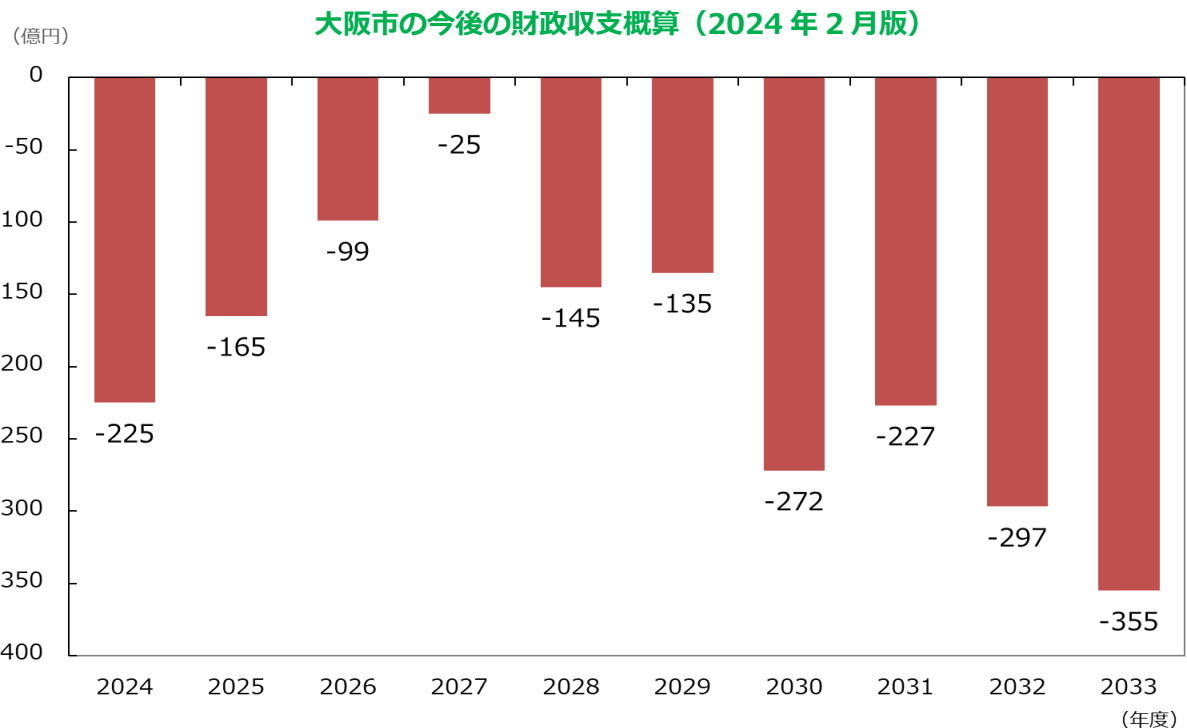
出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(2024 (令和 6) 年度～2028 (令和 8) 年度)」より作成

65 歳以上の人がある世帯の状況の推移

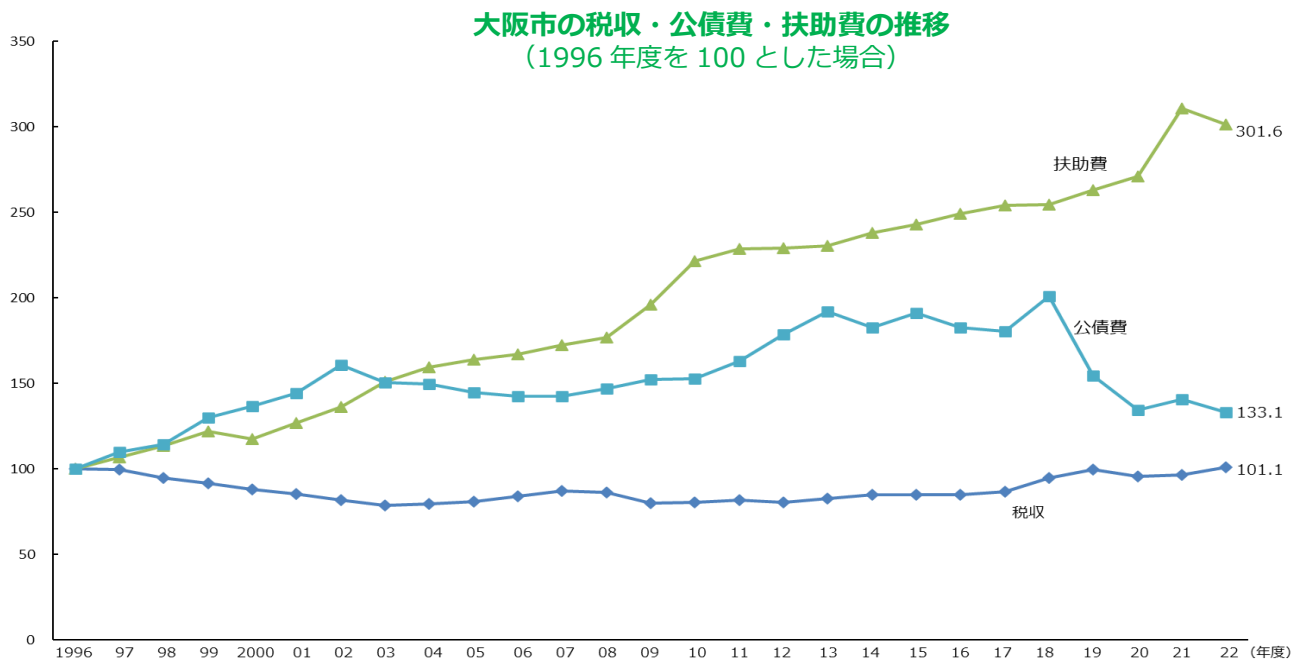


出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(2024 (令和 6) 年度～2028 (令和 8) 年度)」より作成

バブル崩壊後の長期の経済低成長に伴い、大阪市は、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥りました。そのため徹底した市政改革を推進し、市債残高が実質的な比較で減少を続けるなど一定の成果をあげてきましたが、試算上、今後、再び、収支不足が生じることが見込まれています。

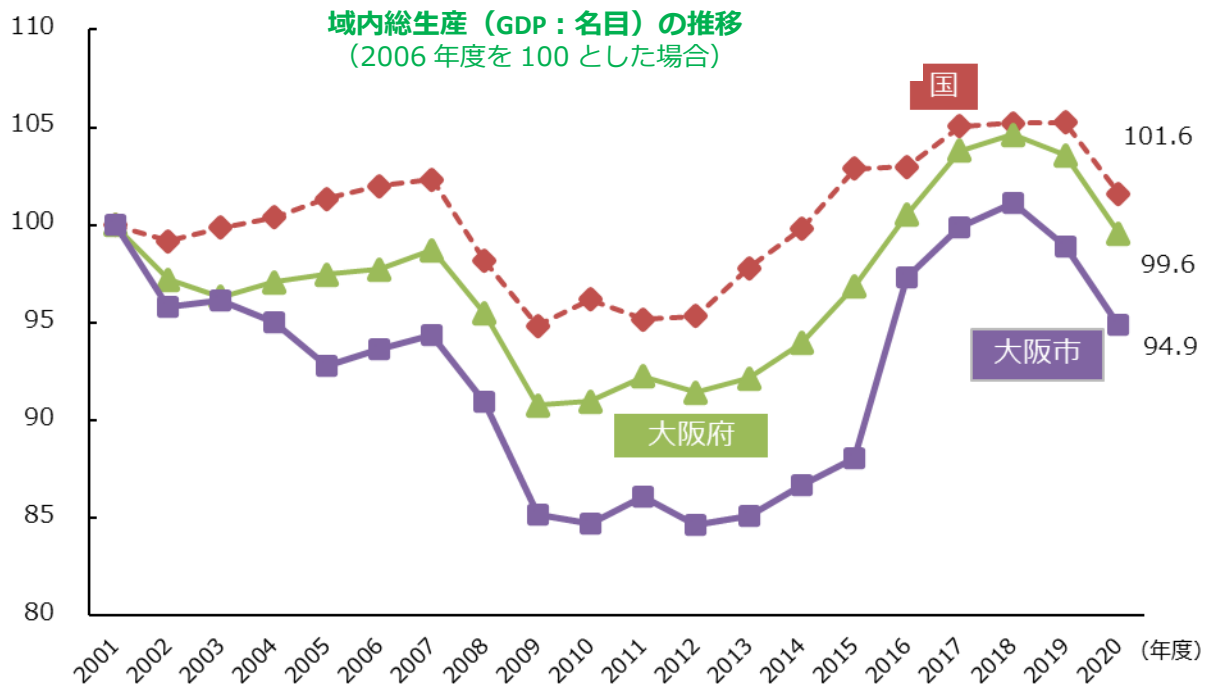


出典：大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算） 2024（令和 6）年 2 月版」より作成

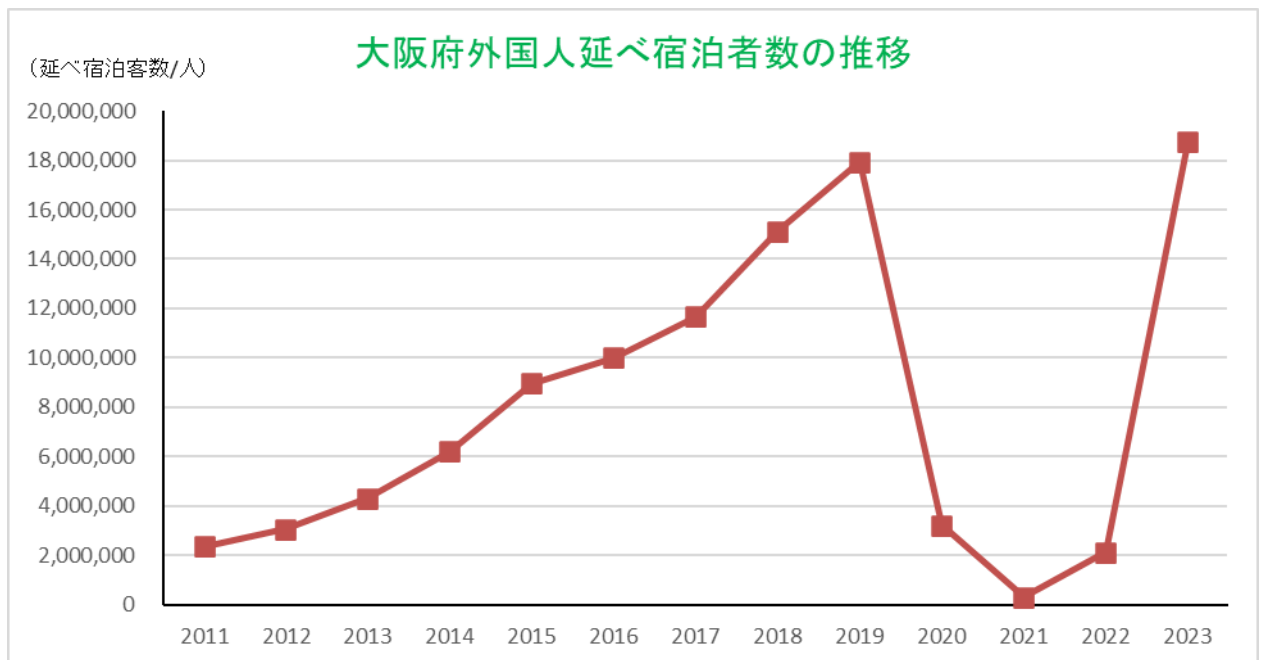


出典：大阪市「令和 6 年度 市政運営の基本方針」（令和 6 年 2 月）より作成

大阪経済は、全国シェア低下の傾向が続いています。また、新型コロナウイルス感染症拡大や、その後の、物価の高水準での推移により、経済や市民生活は影響を受けています。そうした中で、明るい材料としてはインバウンド※数が回復・増加しており、大阪経済をけん引しています。



出典：大阪市「令和6年度 市政運営の基本方針」（令和6年2月）より作成



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」都道府県別外国人延べ宿泊者数推移表より

### 第3項 直面している課題への対応

大阪市では、温室効果ガス※排出量やごみ処理量の削減が進んできましたが、温暖化や海洋汚染など地球環境の悪化と「パリ協定※」など世界の動向を踏まえると、持続可能な社会の実現は容易ではなく、取組みを更に強化していくことが不可欠です。

また、大気汚染や水質汚濁など都市環境は改善が進んでいますが、建築物中のアスベスト※や無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）※などの課題が依然として存在しているほか、海洋に流出したプラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境の悪化や、景観への悪影響なども課題となっています。さらに、気候変動※とヒートアイランド現象※の影響が相まって、全国平均を上回る気温上昇が見られるなど、快適な都市環境の確保は引き続き重要な課題となっています。

さらに、大阪市では、うめきた2期区域のまちづくりや、なにわ筋線など鉄道ネットワークの充実、淀川左岸線延伸部など高速道路ネットワークの充実など、大規模な都市インフラ※の整備が目白押しとなっており、各事業において環境への配慮を図りながら、環境・経済・社会の統合的向上につなげていくことが重要となっています。

今後は、少子高齢化がさらに進み、人口も減少に転じると見込まれており、年齢構成や人口の増減で区ごとの格差が拡大していくと見込まれています。このような人口の動向は、高齢単身世帯の増加や、地域経済・コミュニティの弱体化、財政への影響など、経済や市民生活など様々な分野で、大きな影響を及ぼすものと考えられます。

大阪市は、国内外の動向と直面している諸課題に的確に対応し、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざしていく必要があります。

## 第2節 計画の方向性

### 第1項 ビジョン

#### SDGs 達成に貢献する環境先進都市

SDGs※達成に貢献し、安心・快適な環境と活力ある経済・社会が好循環し、地球環境に貢献する環境先進都市



## 第2項 目標

【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【脱炭素社会<sup>※</sup>の構築】【循環型社会<sup>※</sup>の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs<sup>※</sup>達成に貢献する環境先進都市」をめざします。目標のめざすところとその達成状況を分かりやすく示すものとして、下記の指標を設定します。

### 【脱炭素社会の構築】

- 2030年度の大阪市域からの温室効果ガス<sup>※</sup>排出量を2013年度比で50%削減。

〔2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて取り組むことから、本柱を従前の【低炭素社会の構築】から、【脱炭素社会の構築】に改める。〕

### 【循環型社会の形成】

- 2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減<sup>†</sup>。
- 2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を2005年度比で25%排出抑制（リデュース）する<sup>†</sup>。

### 【快適な都市環境の確保】

- 2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。
- 2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成<sup>†</sup>。
- 2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす<sup>†</sup>。
- 大気環境、水環境、ダイオキシン類<sup>※</sup>、騒音にかかる国の環境基準を達成。  
ただし、二酸化窒素については、環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす（国の環境基準を上回る大阪市環境保全目標を設定）。  
また、非メタン炭化水素については、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下をめざす（光化学オキシダント<sup>※</sup>の原因物質の一つである非メタン炭化水素について大阪市環境保全目標を設定）。
- 土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。

† 上記の目標はそれぞれの個別計画と整合させているため、†の目標については、個別計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。これらについては、2026年度以降、それぞれ改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

ごみ処理量、ワンウェイのプラスチック排出量：大阪市一般廃棄物処理基本計画

緑被率：新・大阪市緑の基本計画

地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数等：おおさかヒートアイランド対策推進計画

環境基本計画における目標

| 施策の体系      |                   | 目標項目                                   |                | 目標水準             |                                         | 直近の状況※1          |                           | 目標を定めている計画等                           |                      |
|------------|-------------------|----------------------------------------|----------------|------------------|-----------------------------------------|------------------|---------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 脱炭素社会の構築   |                   | 温室効果ガス排出量                              |                | 2030年度           | 2013年度比で50%削減                           | 2021年度           | 約22%削減                    | 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕                 |                      |
| 循環型社会の形成   |                   | ごみ処理（焼却）量※6                            |                | 2025年度           | 84万トン                                   | 2023年度           | 87万トン                     | 大阪市一般廃棄物処理基本計画                        |                      |
|            |                   | ワンウェイのプラスチック（容器包装等）排出量※6               |                | 2025年度           | 2005年度比で25%削減                           | 2023年度           | 21%削減                     | 大阪市一般廃棄物処理基本計画                        |                      |
| 快適な都市環境の確保 | 自然との共生・生物多様性保全の推進 | 自然や生き物を身近に感じる市民の割合                     |                | 2030年度           | 50%                                     | 2023年度           | 30.0%                     | ・目標項目は、大阪市生物多様性戦略<br>・目標水準は、大阪市環境基本計画 |                      |
|            |                   | 緑被率※6                                  |                | 2025年度末          | 2012年度の緑被率約10.4%を維持もしくはそれ以上             | —                | —                         | 新・大阪市緑の基本計画                           |                      |
|            | ヒートアイランド現象の緩和     | 地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数（5年移動平均）※2※6         |                | 2025年（2023～2027） | 2000年（1998-2002）の46日より3割減らす             | 2021年（2019～2023） | 41日                       | おおさかヒートアイランド対策推進計画                    |                      |
|            |                   | クールスポットの活用や創出による屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善※6 |                | —                |                                         | 2024年度           | クーリングシェルター238か所（2024.10末） | —                                     |                      |
|            | 都市環境の保全・改善の取組み    | 大気環境                                   | 二酸化窒素          |                  | 環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす。 | 2022年度           | 一般局※3                     | 11／11（100%）                           | 環境基本法に基づく国の環境基準      |
|            |                   |                                        |                |                  |                                         |                  | 自排局※3                     | 10／11（91%）                            |                      |
|            |                   |                                        |                |                  |                                         |                  | 一般局                       | 8／8（100%）                             | 大阪市環境基本計画（0.04ppm以下） |
|            |                   |                                        |                |                  |                                         |                  | 自排局                       | 6／8（75%）                              |                      |
|            |                   |                                        | 浮遊粒子状物質        |                  | 一般局                                     |                  | 7／7（100%）                 | 環境基本法に基づく国の環境基準                       |                      |
|            |                   |                                        |                |                  | 自排局                                     |                  | 4／4（100%）                 |                                       |                      |
|            |                   |                                        | 微小粒子状物質（PM2.5） |                  | 一般局                                     |                  | 6／6（100%）                 |                                       |                      |
|            |                   |                                        |                |                  | 自排局                                     |                  | 4／4（100%）                 |                                       |                      |
|            |                   | 光化学オキシダント※4                            |                | 一般局              | 0／12（0%）                                |                  |                           |                                       |                      |
|            |                   |                                        |                | 自排局              | 0／1（0%）                                 |                  |                           |                                       |                      |
|            |                   | 非メタン炭化水素                               |                | 一般局              | 0／3（0%）                                 | 大阪市環境基本計画        |                           |                                       |                      |
|            |                   |                                        |                | 自排局              | 0／2（0%）                                 |                  |                           |                                       |                      |
|            | 水環境               | 河川                                     | 全河川のBOD        | 環境基準を達成する。       | 2022年度                                  | 35／38（92%）       |                           | 環境基本法に基づく国の環境基準                       |                      |
|            |                   | 海域                                     | 海域のCOD         |                  |                                         | 9／9（100%）        |                           |                                       |                      |
|            |                   | 人の健康の保護に関する環境基準達成状況※5                  |                |                  |                                         | 34／36（94%）       |                           |                                       |                      |
|            | ダイオキシン類           | 大気                                     |                | 環境基準を達成する。       | 2022年度                                  |                  | 3／3（100%）                 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の環境基準              |                      |
|            |                   | 水質                                     |                |                  | 2022年度                                  | 河川               | 21／21（100%）               |                                       |                      |
|            |                   |                                        |                |                  |                                         | 海域               | 2／2（100%）                 |                                       |                      |
|            |                   | 底質                                     |                |                  |                                         | 河川               | 20／21（95%）                |                                       |                      |
|            |                   |                                        |                |                  | 海域                                      | 2／2（100%）        |                           |                                       |                      |
| 地下水質       |                   | 2022年度                                 | 1／1（100%）      |                  |                                         |                  |                           |                                       |                      |
| 土壌         |                   |                                        | 2／2（100%）      |                  |                                         |                  |                           |                                       |                      |
| 騒音         |                   | 自動車騒音                                  | 環境基準を達成する。     | 2022年度           |                                         | 93.6%            | 環境基本法に基づく国の環境基準           |                                       |                      |

※1 都市環境の保全・改善の取組みにおける状況の○／○は、目標水準達成地点数／測定地点数を表示しており、（）内は目標水準達成率を示している。

※2 5年移動平均とは、その年及び前後2か年を含めた5か年の平均値。

※3 一般局とは、一般環境大気測定局のこと。自排局とは、自動車排出ガス測定局のこと。

※4 全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（2022年度達成率は一般局で0.1%、自排局で0%）となっており、国は光化学オキシダントの改善傾向を評価するための指標の検討を行うとともに、越境大気汚染への対策や科学的知見の充実等を図ることとしている。大阪市は発生源対策を通じて環境濃度の改善をめざす。

※5 水環境（人の健康の保護に関する環境基準）については、自然的要因（例：海水の影響）による環境基準の超過は除く。

※6 上記の目標はそれぞれの個別計画と整合させているため、一部の目標については、個別計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。これらについては、2026年度以降、それぞれ改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

### 第3項 ビジョン、目標についての考え方

計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、大阪市行政の施策だけではなく、市民や事業者、国などによる取り組みも不可欠であり、このビジョン・目標を各主体と共有していきます。

計画の体系の概念図

